

2025 年度用 公益財団法人 日本国際教育支援協会

学研災付帯 学生生活総合保険

振込締切※

団体割引
30%適用

2025年**3月31日**(月)

※ 3月29日(土)～3月31日(月)の3日間はキャンパス内にお申込臨時窓口を設置いたしますので、その場でもご加入いただけます。

※2025年4月1日から補償を開始する場合の締切日です。

- 2025年4月1日以降にお申込みの方はお申込日翌日から補償開始となります。
- 5月以降にご加入される場合は保険料が異なりますのでKITサービスセンターまでお問い合わせいただくか、Web加入のサイトへアクセスしてご確認ください。

本保険の説明動画はこちらから→

<https://www.kit-group.jp/kit-service-center/>



ご加入方法

入学から卒業まで1度のお手続きで補償されます。

〈お振込みの場合〉

1 パンフレットよりご希望の補償内容をお選びください。

※保険期間は選べません。
卒業までの一括払いとなります。

2 保険料をご確認のうえ、記入例に従い、同封の「払込取扱票」に必要事項をご記入ください。



3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料をお振込みください。

(振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は払込人負担となります。)



4 加入者証は6月中旬頃を目処にお送りします。より早くお送りできる場合もございます。

(加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますので、ご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。)



〈Web加入の場合〉

1 サイトへアクセスし、事前登録を行ってください。※1



2 必要事項をご入力ください。※2

3 加入タイプをご選択ください。

4 コンビニで保険料をお支払ください。(支払手続きをもってお申込みは完了します。)

5 加入者証は保険会社にて発送の準備ができ次第、順次お送りします。

※1 事前登録にはメールアドレスが必要になります。 ※2 加入者情報には扶養者の情報をご入力ください。

保護者等各位

学生教育研究災害傷害保険付帯「学生生活総合保険」のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度は、お子様の本学へのご入学、教職員一同、心より歓迎申し上げます。

さて、保護者等の皆様におかれましては、お子様の本学への進学に伴い、生活や学習の環境が大きく変化することをとても気かけられるとともに、充実した学生生活を過ごし、卒業後、社会で活躍することを楽しみにされていることと存じます。

一方、昨今の社会情勢の複雑化や自然環境の変動により、これまで想定できなかった事故や災害が毎年のように発生することや、保護者等の皆様に万一のことが起こり、お子様の学費や生活費が滞るケースも卒業に向けてのリスクの1つとして心配されます。

本学では、講義や実験・実習等で発生したケガに備えた学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）に加入をしておりますが、この保険制度の適用範囲は、授業中・大学が認めている課外活動中等に限られており、学生生活全般をカバーする内容とはなっていません。

そこで、学研災だけでは不足している学生生活全般のリスクにも対応できる補償制度として、学研災の付帯となる『学生生活総合保険』の加入を推奨しております。

この保険は、

- ・学生の学内外におけるケガや病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分）の補償
- ・加害事故時の法律上の損害賠償責任補償（アルバイト中等を含む）
- ・保護者等の皆様に万一のことが起きた場合の学費の一部補償

をはじめ様々な補償がセットされております。また、全国団体の割引適用により加入頂き易くなっております。詳細についてはパンフレットをご確認ください。

より安心して学生生活を送り、卒業まで無事に過ごして頂くためにも、趣旨をご理解賜り、是非ご加入頂きますようお願いいたします。

敬 具

金沢工業大学

事務局長

谷 正 史

安心して卒業の日を迎えるために…

本学においても、把握しているだけで年間480件近くの様々な事故が発生しております。(*)

大学で全学生対象に加入している保険制度「学研災」では、例えば以下のようなケースは補償の対象となりません。

下記のようなケースも含めて補償の対象となる「学研災」の上乗せの補償制度である「付帯学総」を強くご推奨いたします!

全てのタイプでお支払可能

例えば自転車で 外出中に…



お店から出てきた人にぶつかり、
右手首の骨折と頭を縫うケガを
負わせてしまった。自身も転倒しケガを負った。

個人賠償責任保険金で **80万円**
治療費用保険金で **4万円**
合計で **84万円**
をお支払い

全国では自転車運転者が交通事故の加害者となり、数千円円の賠償を求められるケースが多数発生しています。このような、高額な賠償責任を命じられるケースが相次いでいるため、石川県では令和6年4月1日より自転車保険への加入が義務化されます。

A・B・D・Eタイプに加入の場合

例えば扶養者の 万が一の場合に…



2年生を目前にした学生のお父様
(扶養者)が交通事故でなくなった。
一人暮らしをしていたため、残り
1年間の授業料や生活費が不安だ。

育英費用保険金で **200万円**
学資費用保険金で **150万円**
合計で **350万円**
をお支払い

一人暮らし学生用タイプに加入の場合

例えば一人暮らしの マンションで…



睡眠中にタコ足配線が原因で出火。
自分の部屋だけでなく隣室や階下
の部屋にも被害が発生した。

借家人賠償責任保険金で **280万円**
生活用動産保険金で **40万円**
合計で **320万円**
をお支払い

全てのタイプでお支払可能

例えばお子様の 急な入院で…



学生がスノーボードをしている際
に転倒して大ケガを負い、病院に
1週間入院することとなった。一人暮らしをしていた
ため、お母様が急遽お世話に行くこととなった。

治療費用保険金で入院費用 **4万円**
救護者費用等保険金で **3万円**
お母様の交通費・宿泊費等 **7万円**
合計で **7万円**
をお支払い

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

個人賠償責任保険金 示談交渉サービス付

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（※1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。



2 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

死亡・後遺障害保険金（※1）

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。）

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

治療費用保険金（※1）（※2）（※3）

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

ケガ・病気

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。）

- （※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
- （※2）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- （※3）保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。

率	負担金	負
割	円	
3	4,380	4,
金額	消費税等	優
割	円	



おすすめポイント

4 学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

救援者費用等保険金

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

育英・学資費用保険金（※1）育英費用は A B D E タイプのみ

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方または web 加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・D タイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金（ケガ）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガ・病気）

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



6 空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

生活用動産保険金 回目目 タイプ 一人暮らし限定

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額） 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。



7 ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

借家人賠償責任保険金 回目目 タイプ 一人暮らし限定

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。



もし、事故がおきたら…

事故・ケガをしたら、「いつ、どこで、だれが、どうして、どうなった」等の内容を、KITサービスセンターに連絡してください。

万一の事故のとき！

直ちに
ご連絡ください。

KITサービスセンター

（東京海上日動火災保険株式会社代理店）

TEL 076-248-8432

FAX 076-294-4305

（月～金 9:00～17:30）
土 9:00～13:00

金沢工業大学 21号館 2階

※KITサービスセンターの営業時間外および休業期間（夏季休業・年末年始等）に、個人賠償責任保険の事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、東京海上日動安心110番へのご連絡をお願いいたします。

※その他の事故に関するご連絡は、KITサービスセンターの営業時間内に上記へご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社

0120-720-110

上記以外の夜間及び土、日、祝日
事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

ご希望のタイプをお選びください！

ご加入タイプ			自宅学生用			一人暮らし学生用		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
保険金額	1	個人賠償責任 ※1	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2	死亡・後遺障害 ※2 ケガ	500万円	300万円	100万円	500万円	300万円	100万円
	3	入院・通院 ※3 ケガ	治療費用実費 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償					
		入院・通院 ※3 病気						
	4	救援者費用等	500万円	300万円	100万円	500万円	300万円	100万円
	5	育英費用 ※4 ケガ	200万円		対象外	200万円		対象外
		学資費用 ※4 ※5 ケガ	150万円			150万円		
		学資費用 ※4 ※5 病気	150万円	対象外		150万円	対象外	
	6	生活用動産 ※6	対象外			50万円		
7	借家人賠償責任 ※6	1,000万円						
保険料 (卒業までの一括払) ※7			42,890円	27,250円	21,680円	48,950円	33,310円	27,740円

保険期間 2025年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで2年間

(※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

(※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。

(※5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。

(※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅学生用タイプ(A～Cタイプ)にご加入いただくことが可能です。

(※7) 退学等の場合には、残期間に応じてご返金しますので、K I Tサービスセンターまでご連絡ください。

風邪も補償されます！
新型コロナウイルス感染症も
多数受付しております。



1日あたり
わずか **30円～**
※Cタイプ
(保険期間2年)の場合

地震・噴火・津波
によるケガも
補償されます！

・上記保険料は、全国の被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の割引率〔30%〕が適用されています。詳細については取扱代理店までお問合せください。

・本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなりご加入いただくことができません。必ずお問合せ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いします。)

「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上6職種)

大学内に相談・事故受付窓口があります！

金沢工業大学21号館2階にある「KITサービスセンター」では、KIT指定学生アパート・寮の斡旋、高速バス・航空券の販売、運転免許の申込等、学生の日常生活に係る各種サービスを取り扱っております。

「付帯学総」についても、KITサービスセンター内に相談・事故受付窓口がありますので、万が一の事故で不安なときでも安心してご相談いただけます。お電話での受付も可能です。



団体割引30%が適用されます!! (*1)

「付帯学総」は、全国の多くの大学で導入されています。
そのため、全国の加入者数を基に団体割引が適用されています。

*1 全国の被保険者数が10,000人以上の場合

アパート・寮に入居される方は加入をお願いします！

入居者の不注意等で、借りている部屋を傷つけたり、火災を起こしてしまった場合は、大家さんに対して修理費用等の法律上の損害賠償を負担する必要があります。実際に、本学の学生でも過去に以下の様な事故が発生しています。

- ・シンクで洗い物をしている際、少し目をはなした間に皿が排水溝を塞ぎ、シンクから水が溢れ出してしまった。階下の部屋の天井や壁にも損害が発生した。
(約131万円の損害)
- ・調理後、火を消したつもりが消えておらず出火し、壁などに損害が発生した。自身も火傷を負った。(約25万円の損害)



メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付*1

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族（以下「サービス提供者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。）・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日郵送される加入者証に同封いたします。

※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。

※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

付帯学総Q&A 下記以外にも、ご不明な点があれば、KITサービスセンターまでご照会ください

Q 入学時は自宅通学だが、途中で一人暮らしをする予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅学生用タイプにご加入ください。一人暮らしをされる時からタイプ変更が可能です。

Q 中途加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。パンフレットの補償開始月の翌月以降にお手続きいただく場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

Q 一人暮らし学生だが、生活用動産と借家人賠償責任は別の保険に加入済です。自宅学生用に加えてもいいですか？

A 加入可能です。その場合は、払込取扱票の「一人暮らし」に○をして、ご希望のタイプの保険料をお払い込みください。

Q 治療費用保険金については歯痛も対象でしょうか？

A 虫歯のほか、親知らず、歯肉炎、歯槽膿漏等の歯科疾病は対象となりません。ただし、入院された場合は補償対象となります。なお、ケガの治療や、ケガが原因で生じた化膿の治療等、外傷性の歯科治療については対象となります。

Q 育英費用について、扶養者の収入が自己破産やリストラ等の事由によりなくなった場合は対象でしょうか？

A 育英費用は、学生の扶養の方がケガでお亡くなりになり、または、重度後遺障害になり学生を扶養できなくなった場合に保険金をお支払するものです。従って、①自己破産、②自営業の倒産、③会社員のリストラ 等の場合はお支払の対象となりません。

ご加入にあたってのご注意

被保険者の範囲

この保険の対象となる方（被保険者）は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、KITサービスセンターまでご連絡ください。）。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、被保険者（この保険の対象となる学生）の親権者であり、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。（被保険者が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

死亡保険金受取人の指定

傷害の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人以外の方を、傷害の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を保険金受取人として指定する場合には所定の方法により被保険者の同意が必要となります。（被保険者が未成年者でかつ未婚である場合、この同意は被保険者の法定代理人（親権者等）が代理して行うことが必要です。）同意のない場合には、保険契約が無効になります。詳細はKITサービスセンターまたは引受保険会社までお問い合わせください。

告知義務（ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）等

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項につ

いて事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（引受保険会社の取扱代理店には告知受領権があります。）。告知事項は、以下の事項となります。

- 被保険者（保険の対象となる方）ご本人の生年月日
- 被保険者ご本人がお仕事に就いている場合、その職業・職務
- 被保険者ご本人が加入する公的医療保険制度
- 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
- ※他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 加入される方（団体の構成員）の氏名（ふりがな）についても併せてご確認くださるようお願いいたします。

通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に取扱代理店または引受保険会社に連絡していただく義務）

加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。

- 被保険者（保険の対象となる方）ご本人がお仕事に就いている場合、または新たにお仕事に就く場合、その職業・職務
- 被保険者ご本人が加入する公的医療保険制度

もし事故が起きたときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金

- につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合：損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

その他ご注意くださいこと

育英費用について

本パンフレット記載の育英費用は、育英費用保険金をお支払いした場合に効力を失います（その年度の育英費用分の保険料を返還できない場合があります。）。

引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は保険期間が1年以内の場合は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した

保険事故に係る保険金については100%）、保険期間が1年超の場合は原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、KITサービスセンターまでお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。（学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険については、本学の担当窓口（修学相談室）までお問い合わせください。）

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険（総合生活保険（こども総合補償））団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱幹事代理店)	KIT サービスセンター	〒921-8501 石川県野々市市扇が丘7-1 TEL 076-248-8432 FAX 076-294-4305 E-mail kit-sc@kit-group.jp
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 金沢支店 金融・企業営業課	〒920-8536 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル7F (TEL 076-233-6666 FAX 076-233-6665)